入札心得

（趣旨）

第１条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告、別に備える設計図書、委託契約書（案)、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

（入札保証金の納付）

第２条　入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければならない。

（入札の方法）

第３条　入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時に入札場所に差し出さなければならない。

２　この入札は、委託等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた総額の 110 分の 100 に相当する金額を記載しなければならない。

３　入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を所長に提出して確認を受けなければならない。

４　入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

５　一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

（公正な入札の確保）

第３条の２　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の辞退）

第３条の３　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（１)入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（２）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（業務費内訳書の提出）

第３条の４　入札参加者は、入札に際し、当該委託等に係る業務費内訳書を提出しなければならない。

２　業務費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は原則として一致しなければならない。

ただし、業務費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が１万円未満の場合は除く。

３　業務費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

（１）設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち業務費内訳書に単価、金額を記載したもの

（２）前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

４　一度提出された業務費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

５　業務費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに設計(契約)変更の対象とはならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、所長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第５条　次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

（１）入札に参加する資格のない者の入札した入札書

（２）同一人が入札した２通以上の入札書

（３）入札参加者が協定して入札した入札書

（４）金額を訂正し、訂正印のない入札書

（５）記名、押印のない入札書

（６）誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

（７）業務費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある業務費内訳書を提出した者が入札した入札書

（８）各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開札）

第６条　開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

（落札者及び落札価格の決定）

第７条　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格

をもって入札した者を落札者とする。
（１）落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
（２）落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき。
２　前項第１号又は第２号に該当する入札を行った者は、所長の行う調査に協力しなければならない。
３　落札となるべき同価格の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
４　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当所の職員にくじを引かせるものとする。
５　落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
（入札回数の制限）
第８条　入札回数は２回とし、入札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の随意契約によるときの見積回数は、２回を限度とするものとする。
（契約保証金の納付）
第９条 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、(５)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を所長に寄託しなければならない。
（１）契約保証金の納付
（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、所長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険
２　落札者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の１以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを

納めないことができる。
（１）契約金額が 100 万円未満であり、かつ契約人が契約を確実に履行するものと所長が認めたとき。
（２）落札者が過去２年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと所長が認めたとき。
4　契約人が契約を履行しないときは、契約金額の 10 分の１に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
5　第１項の規定により、落札者が同項(２)、(３)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項(４)、(５)に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
6　請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の 10 分の１に達するまで、所長は、保証金額の増額を要求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。
（契約の締結）
第 10 条　落札者は、落札した日の翌日から起算して７日以内（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第５号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。なお、落札者が遠隔地である等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで。）に契約を締結しなければならない。
2　落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を所長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと所長が認めたときは、この限りでない。
3　契約に要する経費は契約人の負担とする。
（工事等の着手）
第 11 条　受注者は、契約締結後 15 日以内（休日を除く）に、業務に着手しなければならない。
（技術者の配置等）
第 12 条　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め配置しなければならない。
2　受注者は、設計図書に定めのある場合には、担当技術者を配置しなければならない。